

令和4年度 若者と考える自殺予防普及啓発事業業務委託仕様書

1 事業の目的

本県では、「三重県自殺対策行動計画」に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざす中で、近年の自殺者数は、減少傾向にある。しかし、過去5年間で見ると、40歳未満の若年層の自殺者数は未だ横ばい状態が続いている。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大により、心身の健康問題、経済・生活問題などが重なり自殺リスクが高まっている。特に、若者は人とのつながりが希薄となり、孤立感を抱えやすい状況にあることから、若者がこころの健康に関心を持ち、必要な時に支援を求めることや、必要な人を支援につなぐことができるよう理解の促進を図ることが必要である。

本事業は、若者の視点による啓発方法の検討をとおして、若者がこころの健康について考える機会を創出するとともに、若年層への効果的な自殺予防普及啓発をめざすものである。

2 契約期間

契約日から令和5年3月31日（金）までとする。

3 業務内容

若者による検討会を立ち上げ、若者の視点による効果的な啓発方法を検討する。啓発方法の1つとして動画を作成し、その他検討会での意見をふまえ、県内の若者に対する効果的な啓発活動を実施する。

(1) 若者による検討会の設置

ア 検討会の設置

- ・ 県内の若者（主に10歳代後半～20歳代）への呼びかけを行い、10名程度が参加する検討会の組織を立ち上げること。

イ 開催回数

- ・ 検討会は、5回以上開催すること。

ウ 内容

①勉強会の開催

- ・ 「こころの健康」に関するテーマを設定し、テーマに沿った講師を招聘して勉強会を開催するなど、学びの場を持つこと。テーマは、5参考資料に沿った内容とすること。

②啓発動画の企画及び啓発方法の検討

- ・ (2) の啓発動画作成に向けた企画検討（全体構成デザイン、シナリオ、登場人物のデザイン、BGM、ナレーション、映像素材の入手等）を行うこと。
 - ・ 検討会の構成員が主体となって企画検討を行うこと。
 - ・ サンプル動画（厚生労働省作成「令和3年度自殺予防週間 違和感に気づいたら、声をかけてみる」）をもとに、三重県独自で若者が「こころの健康」に関心を持てるような若者目線のメッセージやキャッチコピーを検討すること。
 - ・ (3) で示す YouTube 広告を活用した啓発以外に、ターゲット層の若者（主に10歳代後半～20歳代）に対し、こころの健康について広く効果的に啓発できる方法（啓発媒体、方法、場所、時間帯、期待される効果等）について、検討すること。また、検討した内容について、より効果的と思われる啓発方法を3～5個三重県に提案すること。
- エ その他
- ・ 新型コロナウイルス感染症に配慮した会場を選定するとともにオンラインによる開催などに配慮すること。

(2) 啓発動画の作成

ア 概要

- ・ 検討会の構成員の意見を取り入れた若者目線の啓発動画を作成すること。
- ・ ターゲット層の若者（主に10歳代後半～20歳代）が関心を持てる内容とすること。
- ・ 啓発動画の最後に三重県の相談窓口を記載すること。
- ・ 三重県の自殺予防対策のロゴを活用すること。
- ・ 動画の構成案（全体構成デザイン、シナリオ等）を事前に三重県に提出し、確認を得た上で作成を進めること。
- ・ 以下に掲げるテーマに沿った内容やデザインで作成すること。

テーマ：日常生活において、悩んだり気分が落ち込んでいる人に対して、周囲の人が適切な対応ができるようになる。

イ 作成本数、動画再生時間

- ・ 動画本数：1本
- ・ 動画再生時間：30秒程度

ウ 音響

- ・ BGM等用の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。
- ・ なお著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いも含めた一切の手続き等を受託者の負担により行うこと。

エ その他

- ・ 動画作成にあたっては、新規の撮影やアニメーション作成を原則とすること。

- ・ 作成する動画は、ウェブページやYouTube、Facebook、Instagramの動画共有サービス及び各広告枠で再生可能なサイズ及びファイル形式とすること。
- ・ フルHD以上の解像度の動画を作成すること。
- ・ 複数年にわたり長期間使用可能で、汎用性が高い動画を作成すること。
- ・ 動画制作に係る撮影、編集、制作、運用、配信、報告等の一切の経費（交通費、報償費、会議費、賃借料等）は、全て当初の契約金額に含むこと。

（3）啓発活動の実施

ア YouTube広告を活用した啓発

① 内容

- ・ （2）で作成した啓発動画について、YouTube広告（インストリーム広告等）を活用して配信すること。また、広告を活用して本県が指定するウェブサイトへ誘導を行うものとする。
- ・ 目標の視聴回数は1万回以上とするが、本県と受託者が協議のうえ、契約金額の範囲内で配信するものとする。

② 対象

- ・ 対象年齢は、主に10歳代後半～20歳代とすること。
- ・ 配信地域は、三重県のみとすること。

③ 配信期間

- ・ 令和5年3月（自殺対策強化月間）の1か月間とすること。

④ 効果測定

- ・ 広告の表示回数、動画の視聴回数、視聴者の属性等のデータ測定及び分析を行い、実施報告書にて報告すること。

イ 検討した啓発の実施

- ・ （1）ウの②において検討した啓発方法について、令和5年3月（自殺対策強化月間）の1か月の間に、実現可能な範囲で実施すること。

4 事業実施スケジュール（目安）

令和4年8月契約日以降 : 検討会の設置・開催

令和5年1月頃 : 啓発動画の完成・啓発方法の提案

令和5年2月頃 : 啓発活動の準備

令和5年3月 : 啓発活動の実施（YouTube広告の配信および検討会で検討した啓発方法の実施）

5 参考資料

（1）自殺対策に係るWEBページ

ア 厚生労働省 自殺対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsu_hogo/jisatsu/index.html

イ 厚生労働省 命を守る「ゲートキーパー」とは？

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/gatekeeper/>

ウ 厚生労働省 令和3年度自殺予防週間 違和感に気づいたら、声をかけてみる

<https://www.youtube.com/watch?v=Ckq9XkUJXC0>

エ 第3次三重県自殺対策行動計画

<https://www.pref.mie.lg.jp/KENKOT/HP/000046734.htm>

オ 三重県自殺対策推進センター

<https://www.pref.mie.lg.jp/kokoroc/kokoro/>

6 県への提出物報告書及び成果物の提出

(1) 計画書

受託者は、契約締結後速やかに、次に掲げるものを提出すること。（様式任意）

- ① 実施計画書
- ② 業務工程表
- ③ 業務実施体制
- ④ その他、委託者が必要とする書類

(2) 報告書

受託者は、令和5年3月31日までに、次に掲げるものを提出すること。（様式任意）

- ① 実施報告書、事業概要版
- ② 作成した動画の電子媒体

7 その他

(1) 業務遂行

本委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。

本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。

(2) 資料等の作成

報告書及び成果物や、本事業の過程で作成する書類は、パワーポイント・WORD・EXCEL形式など、三重県において二次利用可能な形式にて作成するものとする。

(3) 再委託

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、専門性等から本業務の一部を受託者において実施することが困難な場

合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。この場合は、事前に三重県に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に関する必要事項を報告しなければならない。

(4) 著作権

ア 本事業により制作された制作物及びそれに付随する一切の資料の著作権は、三重県に帰属するものとする。

イ 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第 27 条及び第28 条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち三重県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。

ウ 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、三重県に譲渡するものとする。

エ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、三重県が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいう、以下同じ。）できるものとする。

オ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、三重県が成果品を利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。

カ 三重県は著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

キ 受託者は、上記イ又はウに基づき三重県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。

ク 前項の著作者人格権の不行使は、三重県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。

ケ 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。

コ 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により三重県に届けるものとし、三重県は三重県の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。

サ 三重県に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、三重県が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等（以下総称して「知的財産権」という。）を侵害するものとして三重県に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という。）がなされ、三重県から受託者へ

処理の要請があった場合、受託者は三重県に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、三重県は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。

シ 上記サにおいて成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、三重県・受託者協議の上、受託者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする

(ア) 成果品を侵害のないものに改変すること。

(イ) 三重県が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。

ス 上記コ～シは、本契約の終了又は解除後も適用する。

(5) 留意事項

ア 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

(ア) 断固として不当介入を拒否すること。

(イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

(ウ) 委託者に報告すること。

(エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより 工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

イ 受託者が上記アの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

ウ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除 措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

エ 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮を提供するなど適切に対応するものとする。

オ 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年8月13日法律第128号）等の関係法規を遵守すること。

カ 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

キ 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。また、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条により、

委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があることとする。

ク 上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。